

(仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開支援業務委託簡易公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

(仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業(以下「本事業」という。)は、小山市内にある小学校・義務教育学校前期課程から選定したモデル校において、学童保育クラブ(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8に基づく放課後児童健全育成事業をいう。)と放課後子ども教室(文部科学省が推進する放課後子供教室をいう。)を一体化させた運営を行い、希望する全ての児童に「安全・安心」で「学びのきっかけとなる多様な体験・活動の機会」を学校敷地内で提供することを目的とする。

本事業を実施するためのモデル校開設の事業準備・展開支援として、高い専門性と豊富なノウハウを有する事業者へ業務委託を行う。

また、今回の業務委託で得た情報等をもとに小山市独自のこどもの放課後のあり方(以下「小山モデル」という。)を確立する。

これらを踏まえ、価格のみでなく、事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、簡易公募型プロポーザルを実施し事業者を募集及び選定するものとする。

※学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型とは、同一小学校内等で学童保育クラブと放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいう(「放課後児童対策パッケージ」(令和5年12月25日付け成環第196号・5文科教第1398号こども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知の別紙)に記載の「校内交流型」をいう。)

2 業務概要

- (1) 業務委託名： (仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開支援業務委託
- (2) 業務内容： 別紙 「(仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間： 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案限度額： 10,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

本プロポーザル方式に参加する事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たすも

のとする。

- (1) 小山市物品購入等入札参加有資格者に登録されていること。ただし、現在、入札参加有資格者名簿に登録をしていない場合には、令和6年6月14日(金)までに小山市契約検査課へ小山市物品購入等入札参加有資格の随時登録申請を行うこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度「3(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (4) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「3(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる行為を行う者ではないこと。
- (8) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 過去10年以内に、学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型運営業務の新規開設運営実績があること。
- (10) 地方公共団体と継続3年以上の学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型運営業務の契約を締結し、履行した実績(継続3年を超える契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあっては、3年以上履行した実績とする。)があること。
- (11) 本業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の遂行に必要な専門的知識及び能力を有する人員を配置できること。

4 事業者選定等に係るスケジュール

内 容	日 程
(1) 実施要領等の公表	令和6年5月10日(金)

(2) 質問書の受付期間	令和6年5月10日(金)～ 5月24日(金)午後5時
(3) 質問書の回答	令和6年5月30日(木)
(4) 参加表明書・企画提案書の提出	令和6年5月31日(金)～ 6月14日(金)午後5時
(5) プレゼンテーション審査	令和6年6月26日(水)
(6) 審査結果の通知	令和6年7月4日(木)

(1) 実施要領等の公表

- ① 公表日： 令和6年5月10日(金)
- ② 公表場所： 市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。

(2) 質問書の受付期間

- ① 提出期間： 令和6年5月10日(金)～5月24日(金)午後5時必着
- ② 提出方法：

質問書(様式第6号)に質問内容を記載の上、電子メールにて事務局あて提出すること。電子メールを送信した後は、必ず到達確認の電話連絡を事務局に行うこと。

電子メールアドレス：[d-koseisaku*city.oyama.tochigi.jp](mailto:d-koseisaku@city.oyama.tochigi.jp)

(*を@と読み替えること)

電子メールの件名：【事業者名】(仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開支援業務質問書

※なお、本プロポーザルに関する質問は企画提案書などの作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(3) 質問書に対する回答

- ① 回答期日： 令和6年5月30日(木)
- ② 回答方法： 質問者を伏せて市ホームページに公表する。ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合には、当該質問については回答しないことがある。また、質問の回答をもって、実施要領・仕様書の追加又は修正とみなす。

【小山市ホームページ】<https://www.city.oyama.tochigi.jp>

(4) 提出書類及び提出方法

- ① 提出期限： 令和6年6月14日(金)午後5時必着
- ② 提出場所： こども政策課 放課後子ども係(市庁舎3階)

③ 提出書類： 下表のとおりとする。

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 事業者概要書（様式第2号） 1部
- ウ 実務実績書（様式第3号） 1部
- エ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類（ア）・（イ）各1部
令和5年6月1日以降に発行された次の各区分の証明書を提出すること。

なお、いずれも現年度のみ滞納がない証明ではなく、現在において滞納のない証明であること。

ただし、書類の提出時点で小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に業者登録がされている事業者については、（ア）・（イ）いずれも提出不要とする。

（ア） 国税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。

- a 本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3の3」
- b 納税義務のない者は、本社所在地を所轄する税務署の発行する納税証明書「その3」

（イ） 地方税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。また、証明書は契約締結先となる事業所が所在する市町村のものを提出すること。

なお、支店などに契約締結権を委任する場合、支店などが所在する市町村の証明書であることに留意すること。

- a 市町村税全てにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」
- b 課税市町村が「市町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合、直近2年間の全税目に係る市町村民税納税証明書
- c 東京都特別区においては、法人住民税、固定資産税などの最近2年分の各納税証明書

- オ 業務実施体制（様式第4号） 正本1部、副本9部
- カ 見積書（任意様式） 正本1部、副本9部
- キ 見積内訳書（任意様式） 正本1部、副本9部
- ク 企画提案書表紙（様式第5号） 正本1部、副本9部
- ケ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本9部

④ 企画提案書の記載事項について

別紙「(仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業

準備・展開支援業務委託仕様書」をもとに、以下の表にある（１）～（４）の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について、企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。

委託事業内容	
（１）放課後こどもの過ごし方のニーズ及び課題調査	①児童及びその保護者を対象としたアンケート結果の分析
	②児童向けのワークショップの実施
（２）モデル校開設・運営支援	①モデル校（２校）選定支援
	②各種関係機関との連携体制の支援
	③運営事業者向け仕様書の作成支援
（３）「小山モデル」のイメージ図等の作成支援	
（４）事業者独自の専門的知見、スキルを活かした提案（自由提案）	

⑤ 企画提案書の作成方法について

ア 企画提案書は、「④企画提案書の記載事項について」を参照して作成すること。

イ 企画提案書の様式は縦置き横書き、基本的にA4版両面印刷で、ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上A3判を利用した方が分かりやすい場合は、A3判の利用も可とする。資料は全てA4縦型フラットファイルに左綴じとし、ページに付番すること。また、様式ごとにインデックスを貼ること。

（ア） 文字のポイントは11ポイント以上とすること。

（イ） 企画提案書及びプロポーザル時における言語は日本語、通貨は日本国通貨、及び単位は計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位とする。

（ウ） 副本については、全ての書類において事業者を特定できる情報（社名・ロゴ・住所等）を削除して提出すること。

(エ) 書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

⑥ 提出方法：

ア 提出期間内に、郵送又は持参とする。

イ 郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着により提出すること。

提出先：〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市役所 保健福祉部 こども政策課 放課後こども係

5 選定

(1) 審査

本審査は、(仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開支援業務委託に係る事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

審査委員会は、企画提案者による提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 審査委員会の実施について

① 実施日： 令和6年6月26日(水)

② 会場： 小山市役所本庁舎4階 402会議室

③ 時間： 個別に連絡する

④ 説明者： 3名以内とする

⑤ 機材： プロジェクターとスクリーンは、当市が準備する。

その他の必要機材は説明者が準備し、事前にその旨を申し出ること。

⑥ 実施内容： 提案プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書に基づき40分程度(予定)

(提案の説明20分及び審査委員との質疑応答20分)

⑦ 注意事項：参加者が1者の場合であっても、提案プレゼンテーションを実施する。また、参加者が1者であっても、審査委員会が規定する選定基準に満たない場合は選定しない。提案についてのプレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査方法について

企画提案書及び提案プレゼンテーションの内容について、「(仮称)学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型モデル事業準備・展開支援業務委託受託者選定審査基準」に基づき審査し、本委託事業の受託者として適すると認められたものを受託候補者とし選定する。

なお、受託候補者以外のものについても得点数の高い者から順位を付する。
 ※提案事業者が多数の場合は、こども政策課にて予備審査（書類審査）を行い、プレゼンテーション審査を行う事業者を上位数社程度に絞り込むことがある。その結果については、提案事業者全員へ個別に通知する。また、併せて、プレゼンテーション審査対象者へプレゼンテーション審査に関する詳細を通知する。

(4) 評価基準

プロポーザルの評価基準の概要は次のとおりとする。

	評価項目	評価内容	配点	
事前審査項目	学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型運営業務の新規開設業務実績 (「3 参加資格」の(9)に係る業務実績)	過去10年以内の実績件数	5	
	業務実施体制	配置予定の責任者、配置予定の担当者の技術・専門的知識・業務経験	10	
	学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型事業準備・展開支援業務実績	学童保育クラブと放課後子ども教室の校内交流型事業設立コンサルタント業務実績件数	5	
	見積金額	見積金額の適性・コスト削減の妥当性	5	
企画提案内容	業務スケジュール等全体設計企画	全体設計企画の実施手順の妥当性・明良性	10	
	(1) 放課後のこどもの過ごし方のニーズ・課題調査	①児童及びその保護者を対象としたアンケート結果の分析	分析結果の活用方法の具体性	5
		②児童向けのワークショップの実施	児童への配慮・連絡調整のサポート力・結果分析の妥当性	10
	(2) モデル校開設・運営	①モデル校(2校)選定支援	着眼点や項目設定等の適切性 実地での支援体制の妥当性	15

支援	②学校連携支援	支援体制・対応可能な回数等の支援策の妥当性 環境整備等の具体策の提案の妥当性	15
	③モデル校運営事業者向け仕様書の作成支援	提案の妥当性	5
(3)「小山モデル」のイメージ図等の作成支援		提案の妥当性	5
事業者独自の専門的知見・技能の活用		専門的知見・技能の妥当性	5
市との連絡体制		連絡体制の適正性	5
合 計			100

(5) 提案の無効

参加者が次の①～⑤のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査のうえ、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ① 提出書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した時。なお、提出書類に虚偽の内容を記載した者に対し、一般競争入札参加停止及び氏名停止等の措置を行うことがある。
- ③ 「3 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- ④ 見積金額が委託上限額を超えたとき。
- ⑤ この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、提案事業者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。

6 契約

選定した事業者と企画提案書の内容を基に仕様書等の協議を行い、新たに見積書を受領し随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

7 その他

- (1) 企画提案にあたり、市ホームページに掲載されている下記資料を参考とすること。(下記 URL 参照)
【第2次 小山市子ども・子育て支援事業計画(第3次小山市保育所整備計画)】
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisei/torikumi/seisaku/page004031.html>
※主にP72「第5章 新・放課後子ども総合プラン事業の推進」を参考とすること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 募集要項、仕様書及び各様式については、小山市のホームページ上にて公開された様式をダウンロードすることとし、市役所窓口での配布は行わない。
- (4) 提出書類提出後の企画提案書等の再提出又は差替えは認めない。ただし、本市が提出書類の差替えや変更、又は取消しを必要とした場合にはこの限りではない。
- (5) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、小山市情報公開条例(昭和62年条例第1号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (8) 審査内容及び選定結果に対する異議申立てはできないものとする。

8 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所保健福祉部 こども政策課 放課後子ども係 担当：石橋・森下

TEL：0285-22-9635 / FAX：0285-22-9670

E-mail: d-koseisaku@city.oyama.tochigi.jp

(*を@と読み替えること)